

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成28年12月1日付けで行った、「告訴・告発事件（知能犯関係）不受理報告書（〇〇－〇〇－〇〇－〇〇）」、「告訴・告発事件（知能犯関係）不受理報告書（〇〇－〇〇－〇〇－〇〇）」及び「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）」を保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）として特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、平成28年10月28日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。平成29年埼玉県条例第6号による改正前のもの。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、貸金業を営む〇〇（以下「A」という。）について、その融資事業に関する公文書、管理票、告訴に係る不受理報告書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は審査請求人に対して、開示請求の趣旨は、審査請求人が〇〇警察署に告訴した詐欺事件に関し警察が作成した文書のうち、審査請求人の保有個人情報であることを確認し、本件対象保有個人情報を特定した。

ウ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成28年12月1日付けで本件対象保有個人情報について3件の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成29年2月2日付けで、本件対象保有個人情報以外にも審査請求人がAに預けた金銭の融資実態が分かる保有個人情報の存在が想定されるため、その開示を求める旨の審査請求（以

下「本件審査請求」という。)を行った。

(3) 審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成29年4月19日、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写し及び反論書の写しを受理した。

イ 当審査会は本件審査請求について、平成29年5月2日、諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は本件審査請求について、平成29年6月14日、審査請求人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を求めている情報は、審査請求人が金銭を預けたAに関する情報であるため、審査請求人以外の個人に関する情報であり、開示の対象外となる。
- (2) 実施機関で保有する本件開示請求に係る審査請求人の保有個人情報に記載された文書を探索した結果、文書の特定に至ったのは本件対象保有個人情報のみであった。
- (3) 実施機関は上記(1)及び(2)に記載した判断を経て、原処分を行ったものであり、妥当なものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇警察署が保有する「告訴・告発事件(知能犯関係)不受理報告書(〇〇-〇〇-〇〇-〇〇)」、「告訴・告発事件(知能犯関係)不受理報告書(〇〇-〇〇-〇〇-〇〇)」及び「管理票(県一連番号〇〇-〇〇)」である。

告訴・告発事件(知能犯関係)不受理報告書は、知能犯に関する告訴・告発事件取扱要領に規定された様式であって、知能犯に関する告訴等を不受理とした際に警察署が作成し、警察本部に提出されるものであり、事件の概要及び不受理とした理由が記

載されている。

また、管理票は、埼玉県警察苦情・相談取扱規程に規定された様式であって、県民等から苦情、相談等があった場合に作成するものであり、苦情、相談等の内容及び警察職員が事案を処理した経過の記録が記載されている。

実施機関は、本件対象保有個人情報を審査請求人に係る保有個人情報として特定し、その一部を条例第17条第3号、第5号及び第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象保有個人情報以外にも、審査請求人の保有個人情報は存在するはずであるとして、Aが審査請求人らから預かった金銭を実際に融資しているか否か、融資している場合はその相手先、時期、件数、金額等が分かる文書の開示を求めている。併せて当審査会における口頭意見陳述において、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求める旨を主張しているため、以下保有個人情報の特定の妥当性並びに本件対象保有個人情報の不開示部分の条例第17条第3号、第5号及び第7号該当性について検討する。

(2) 保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、審査請求人がAに預けた金銭の所有権は未だ審査請求人にあると主張し、そうであるならば審査請求人に所有権がある金銭が、Aからどのような事業者に対してどの程度の金額が事業資金として移転しているのかが記載されている文書は、審査請求人の保有個人情報として開示の対象になると主張する。

しかし、実施機関が保有する文書の保有個人情報該当性については、記載内容が条例第2条第2項に定める個人情報に該当するかによって判断すべきものと認められる。

当審査会が調査したところ、実施機関は本件対象保有個人情報のほかに、Aが経営する会社（以下「A社」という。）の銀行口座に係る文書を保有していることが確認された。そのため、当審査会において当該文書を見分したところ、AやA社の取引状況が記載されていたが、審査請求人の個人情報は確認できず、上記銀行口座に係る文書は、審査請求人の保有個人情報には該当しない。

また、実施機関が上記銀行口座に係る文書のほかに審査請求人の保有個人情報を保管しているかについて、審査会事務局職員をして実施機関に対して改めて確認させたところ、そうした文書の存在は確認できなかった。

なお、審査請求人は、本件処分より前に、実施機関から、開示請求の対象となる文書は実施機関が作成した文書で誤りがないかとの確認を受けたが、実施機関が取得した文書を対象とするか否かについては確認を受けなかったため、本件処分には実施機関の取得した文書が含まれていないと主張する。

この点について、当審査会が諮問庁の職員から聴取したところ、実施機関としては条例第2条第5項に従い、実施機関が作成した文書だけでなく、取得した文書を含め本件対象保有個人情報を特定していたことが確認できた。

以上のことから、当審査会としては本件開示請求に係る保有個人情報の特定は妥当であると判断する。

(3) 警部補以下の職員の氏名、印影及び職員番号の条例第17条第3号該当性について
ア 警部補以下の職員の氏名及び印影について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

このうち、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、当該公務員等の氏名については開示することとしていない。

これは、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報のうち当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けたものと解される。

したがって、これら職務の遂行に係る情報の中に当該公務員等の氏名が含まれる場合は、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ること

ができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合とは、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に氏名が掲載されている場合等が該当すると考えられる。

警部補以下の職員の氏名は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報等でも公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえ、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イには該当しない。また、当該不開示部分が、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

したがって、警部補以下の職員の氏名及び印影は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、諮問庁の主張する条例第17条第5号該当性については判断するまでもない。

イ 職員番号について

職員番号は、職員各人に付与された個人を識別するための番号であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものである。

また、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえないため、同号ただし書イには該当せず、その記載目的は専ら人事管理上の必要性によるものであることから、当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報とはいえないため同号ただし書ハにも該当せず、更に同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

したがって、職員番号は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報の条例第17条第7号該当性について

条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としてい

る。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

ところで、告訴・告発事件（知能犯関係）不受理報告書は、告訴等を不受理とした場合に作成されるものであって、告訴・告発事件相談等業務を適正に遂行するためには、不受理とした理由等を適切に記録することが不可欠であると認められる。

一般に、実施機関の調査や捜査の過程で得られる情報は、県民等との信頼関係により得られるものであって、当該情報を開示してしまうと信頼関係が失われ、今後の調査等に協力が得られなくなることが想定される。

この点を踏まえ、当審査会において当該不開示部分を見分したところ、実施機関が審査請求人からの相談を受けて調査を行った際に、審査請求人以外の第三者から聴取した内容が記載されており、当該不開示部分を開示すると、今後、第三者が開示されることをおそれて、実施機関による情報収集や調査等において協力が得られにくくなるなど、今後の警察業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、開示請求者以外の個人に関する情報は、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、実施機関は条例第17条第7号のほか同条第3号に該当するとして不開示決定を行っているが、これにより不開示とされた部分が同条第7号に該当することは上記のとおりであり、同条第3号該当性については判断するまでもない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、Aに関する情報は、貸金業を営む個人の当該事業に関する情報であり、条例第17条第3号に定める「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するため、開示請求者以外の個人に関する情報には該当しないと主張する。また本件開示請求は、Aに預けた金銭の返還を目的としたものであるため、条例第17条第3号ただし書に定める「人の（中略）財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張する。さらに、本件開示請求は、裁量的開示を定めた条例第19条の「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めると

き」に該当し、開示すべきであると主張する。

しかしながら、こうした点について判断するためには、開示の対象外とされたA社の銀行口座に係る文書に、審査請求人の保有個人情報が存在することが前提となる。しかしこの点について、実施機関が保有する文書に本件対象保有個人情報のほかには審査請求人の保有個人情報が確認できなかったことは上記（2）のとおりである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（6）結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

西田 幸介、早川 和宏、東谷 良子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年 4月19日	諮問（諮問第147号）を受け、弁明書の写し及び反論書の写しを受理
平成29年 5月 2日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成29年 6月14日	審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議
平成29年 7月12日	審議
平成29年 9月27日	審議
平成29年10月11日	答申